

新婚カップル・子育て世帯 支援住宅の入居者募集!

市では、旧市職員住宅を改装して、これから結婚をして新居を構える方の定住促進や、子育てをしている世帯を支援する目的で次の要件で入居者を募集します。

住宅は少し古いですが、給湯設備は風呂（浴槽・シャワーを設置）と台所の2カ所、水洗トイレ、駐車場は1世帯2台の広さを確保、またTVアンテナも標準設置など好条件です。

※既存の大部分の市営住宅は、風呂設備は風呂を設置するスペースのみで、入居後に入居者が自分で浴槽や給湯設備を用意する必要があります。またTVアンテナも自分で設置しなければなりません。また、十分な駐車スペースもないところがほとんどです。

募集要件

① 申込み日において、いずれか一方が35歳未満または、いずれも40歳未満の申込み基準日から6カ月以内に婚姻を予定している方。

② 申込み日において、いずれか一方が35歳未満または、いずれも40歳未満の婚姻後1年を経過していない夫婦で公的住宅以外の住宅に居住している方。

③ 申込み日において、中学校就学前のお子さんがいる世帯。

※①と③は現在、市営住宅にお住まいの方でも申込みできます。



住宅の概要

昭和50年建設 簡易耐火構造

平屋建3DK (48・9㎡)

場所 豊丘町2丁目3番地

家賃 月額19,700円

(旧豊丘町共済住宅C・15棟)

※ただし、新築要件で入居した

方は6年目から、子育て支援要

件で入居した方は入居要件を満

たさなくなった時点で本来家賃

の月額27,200円になります。

受付期間 11月11日まで

問合せ 建設課住宅係

☎ 32・1820

全日本 庄司選手に続け! 後輩選手達が躍進!



赤平中バレーボール部・卓球部 新人戦を制覇!

第24回ふじトーナメント中学新人バレーボール大会 優勝



バレーボール部



主将 若狭 苗選手(2年)

全日本で活躍する庄司先輩は、私たち赤中生の誇りです。庄司先輩に近づけるよう私たちも頑張ります。



卓球部



主将 齊藤将紀選手(2年)

優勝が決まったときは、涙が出るほど嬉しかったです。全道大会では、赤平中の名にかけて頑張ります。



道新杯第25回中学校選抜大会兼全国予選会 優勝

赤平中学校の部活動が各大会で活躍。9月23日滝川市で行われた大会でバレーボール部が優勝!次いで10月17日に滝川市で開催された大会では、卓球部が全道切符を手に入れました。

社会保険事務所から

国民年金保険料の民間委託が拡大されました

北海道内では、国民年金保険料が未納となつていている方に対する「電話や文章による納付のご案内」や「戸別訪問による納付のご案内及び保険料の収納業務」について、民間委託を実施しています。平成21年10月からは、道内16カ所全ての社会保険事務所でも実施しています。なお、平成21年10月から開始する当事務所では、「免除等申請手続きの勸奨業務」も実施しています。

この民間委託は、従来、国が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されました。社会保険庁から委託を受けた民間事業者は、国民年金制度の意義・役割及び納付義務等をご理解いただきながら、国民年金保険料の納付及び将来にわたる自

主的な保険料納付を促進させることを目的として、ご案内を行っております。（民間委託は「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第33条に基づき、一般競争入札により委託事業者を決定し、実施しています。）

委託先事業者は株式会社オリエントコーポレーションです。

注 意 点

○委託先事業者に提供する個人情報（納付のご案内を行ううえで必要となる国民年金料の未納者情報に限定しており、さらに「個人情報保護の関する法律」や社会保険庁独自の取扱規程、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。）

○委託先事業者の担当者が保険料をお預かりして保険料を収

納する場合には、必ずお客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、委託先事業者の担当者が現金をお預かりして、領収証を発行することはありません。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「領収書」または「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が義務付けられています。平成21年中に国民年金保険料を納付された方には、控除

証明書が11月または翌年2月に送付される予定です。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

▼11月に送付される方
平成21年1月1日から平成21

国民健康保険
医療保険係 ☎32-2214

交通事故と国保

交通事故などでけがをした場合にも、国保で治療を受けることができます。

- 交通事故にあったら届出を！
交通事故など第三者行為によって受けたけがの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。国保で治療を受ける場合、国保で負担した費用は国保が後から加害者に請求しますので、必ず窓口へ届け出てください。
- 示談は慎重に！
加害者からの治療費を受け取った場合は、国保で治療を受けることはできません。示談の前に国保へ届け出をしましょう。
- 交通事故にあったら（国保を使う場合）
 - ①まず落ち着いて
ショックのあまり冷静な判断を失ってはいけません。
 - ②相手を確認！
ナンバー及び運転免許証を確認しましょう。
 - ③必ず警察へ連絡を！
同時に国保にも届け出をしましょう。
 - ④示談は国保へ届け出してからにしましょう。

年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方

▼翌年2月に送付される方
平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方は、11月に送付された場合は、翌年2月には送付されません。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日

までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

控除証明書の専用ダイヤル
☎0570-070-1117